

# 記者発表資料

提供年月日：平成 25 年(2013 年)7 月 18 日  
部局名：健康福祉部  
所属名：子ども・青少年局  
担当名：虐待・非行防止対策チーム  
担当者名：大久保・木下  
内線：3551  
電話：077-528-3551  
E-mail：em00@pref.shiga.lg.jp

## 平成24年度滋賀県における児童虐待相談件数等の状況について

平成 24 年度における 19 市町および県（中央、彦根）子ども家庭相談センター（以下「センター」という。）に寄せられた児童虐待に関する相談等の状況を別添のとおりとりまとめました。

なお、本県では、県内の相談状況の実態をより明らかにするため、市町とセンターの件数を合わせ、そこから市町とセンターが連携して支援・対応している件数を調整したものを平成 20 年度分から公表しています。



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

**市町とセンターを合わせた相談件数は 4,270 件  
対前年比 674 件（18.7%）の増加**

- ・市町 4,247 件 + センター 1,075 件 - 1,052 件（連携分） = 4,270 件  
※連携分とは、平成 24 年度中に市町とセンターが連携しながら支援・対応したケース。
- ・新規ケースは 1,382 件（32.4%）、再開ケースは 345 件（8.1%）、前年度以前からの継続ケースは 2,543 件（59.6%）。  
※3,596 件(前年度) - 1,053 件(支援終了) + 1,727 件(新規・再開) = 4,270 件

- ◆ 児童福祉法改正により、平成 17 年 4 月から市町が第一義的に児童家庭相談を行い、センターは重篤事例の対応や市町への技術的援助・助言を行うこととされています。本県では児童虐待対応などを協議する、要保護児童対策地域協議会が 19 市町全てで設置されており、関係機関によるケース検討会議などが活発に開催されています。

県でも、市町とセンターの役割分担の指針や、市町向け対応マニュアルの策定、スーパーバイザーの派遣、市町職員・保育士・教員等の関係職員研修の実施などを行ってきました。

また、これまでから、県と市町や関係機関が連携し、オレンジリボンキャンペーン（街頭啓発等）などに取り組み、児童虐待の早期発見等を県民に呼びかけてきたことで、児童虐待に対する社会全体の関心が高まってきています。

これらを背景に、様々なところで、早期発見が通告・相談に結びつき、関係機関による子どもや家族への支援につながってきています。

### ◆ 相談件数等の主な特徴

- ① 平成23年度の3,596件より674件、対前年度比で18.7%の増加。
  - ② 子ども(18歳未満)人口100人あたり1.69件(前年度1.42件)。  
※県内の子ども人口：253,226人(平成24年10月1日現在、県推計人口)
  - ③ 虐待種別では、『保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)』の割合が約4割、『身体的虐待』と『心理的虐待』が各約3割弱。
  - ④ 年齢別では、『小学生』以下が全体の約8割。
  - ⑤ 主な虐待者では、実父母が全体の9割以上(実母が全体の約7割)。
  - ⑥ 1年以上継続しているケースが約6割。
  - ⑦ 施設・里親への新規の入所・委託数は77件。殆どの子どもが在宅支援。
  - ⑧ センターでの、心理的虐待の相談件数が過去最多(347件)となり、身体的虐待(327件)の件数を初めて上回る。
- ※③～⑦は昨年度とほぼ同様の傾向。

※相談件数とは、通告を受けて、虐待と認知して対応をしている実件数(子どもの人数)であり、通告を受けたが、調査の結果、虐待と認知しなかった件数は含まれません。

## ◆全体の状況

- (1) **相談件数は 4,270 件**で、前年度比 118.7% (H23 3,596 件)、県内全体の状況を集計・公表するようになった平成 20 年度 (2,335 件) の約 1.8 倍に増加し、これまでで最も多くなっています。
- (2) **子ども (18 歳未満) 人口 100 人あたり 1.69 件**となっています。

## ◆市町の状況

- (1) 相談件数は 4,247 件で、前年度比 118.6% (H23 3,580 件)、児童福祉法改正により市町で相談統計を取り始めた平成 17 年度 (1,473 件) の約 3 倍に増加し、これまでで最も多くなっています。
- (2) 相談状況は次のとおりです。
  - ①虐待種別
    - ・ 『**保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)**』が**全体の約 4 割** (42.4%) を占め、次いで、『**身体的虐待**』28.3%、『**心理的虐待**』27.7%、『**性的虐待**』1.6%となっています。
    - ・ 前年度に比べて、全ての虐待種別で相談件数が増加しています。
    - ・ 前年度と比べた増加率では『**性的虐待**』が2倍以上と、最も大きくなっています。
  - ②年齢別
    - ・ 『**小学生**』が**全体の約 4 割** (36.3%) を占め、次いで、『**3 歳～学齢前児童**』25.1%、『**中学生**』16.1%の順となっています。
    - ・ 前年度に比べて、いずれの年齢別の相談件数も増加していますが、増加率では、『**高校生・その他**』が 155.1%と最も高く、次いで、『**中学生**』129.0%、『**3 歳～学齢前児童**』123.5%の順となっています。
  - ③相談の経路状況
    - ・ 『**市町 (保健センター、福祉事務所等)**』 (29.1%) 『**学校等**』 (25.1%) が**それぞれ全体の約 3 割**を占め、次いで、『**その他 (特に子ども家庭相談センター)**』14.3%、『**家族・親戚**』8.6%、『**保育所**』8.6%の順となっています。
    - ・ 前年度と比べた増加率では、『**近隣・知人**』142.7%、『**医療機関**』130.3%、『**市町**』126.7%の順となっています。
    - ※「学校等」とは小・中・高等学校、特別支援学校と市町教育委員会等。
  - ④主な虐待者
    - ・ 『**実母**』が**全体の約 7 割** (65.2%) を占め、次いで、『**実父**』25.5%の順となっています。

## ◆センターの状況

- (1) 相談件数は 1,075 件で、前年度比 104.5% (H23 1,029 件)、児童虐待防止法施行の平成 12 年度 (295 件) の約 3.6 倍と、これまでで最も多くなっています。
- (2) 相談状況は次のとおりです。
  - ①虐待種別
    - ・ 『**保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)**』が**最も多く** (369 件、34.3%)、次いで、『**心理的虐待**』 (347 件、32.3%)、『**身体的虐待**』 (327 件、30.4%)、『**性的虐待**』 (32 件、3.0%) となっています。
    - ・ 前年度と比べた増加率では、『**心理的虐待**』が 141.6%と最も大きくなっています。

②年齢別

- ・ 『小学生』が全体の約4割（39.7%）を占め、次いで、『3歳～学齢前児童』21.4%、『中学生』16.4%の順となっています。

③相談の経路状況

- ・ 『市町』が全体の約4割（39.5%）を占め、次いで、『学校等』12.3%、『家族・親戚』12.0%、『近隣・知人』11.5%の順となっています。
- ・ 『警察等』が82件と、前年度から32件、164%の増となっています。

④主な虐待者

- ・ 『実母』が全体の約6割（59.4%）を占め、次いで、『実父』32.0%の順となっています。

(3) 通告件数および経路状況

- ・ 虐待ホットライン等により、直接、センターに通告があった件数は691件でした。その経路状況（通告者・機関）は『近隣・知人』（323件）**からが最も多く、全体の約5割（46.7%）**を占めています。

※通告件数は、通告があった延べ件数で、調査の結果、虐待と認知しなかった件数も含む。

(4) 立入調査

- ・ 立入調査は1件です。

関係職員の専門性の向上等により、立入調査権限の行使に至ることなく子どもの安全確認等を実施できているケースが増えています。

※注）児童虐待防止法第9条

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。（以下略）

(5) 一時保護

- ・ **虐待による『一時保護件数』は386件**で、前年度比136.0%（H23 284件）と増加しました。

- ・ **虐待ケースの1人あたりの一時保護所での平均在所日数は31.2日**です。

※注）児童福祉法第33条

児童相談所長は、必要があると認めるときは、・・・児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。（以下略）

(6) 施設入所等措置

- ・ 虐待相談に対応し、『児童福祉施設入所』や『里親委託』といった**社会的養護への措置を行った件数は77件、センターの相談件数全体の約6%**です。

- ・ **強制入所の家庭裁判所への申し立て件数は8件**、承認件数は5件です。

※承認件数には年度繰り越し分を含む。

※注）児童福祉法第28条

保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者・・・の意に反するときは、都道府県は、・・・次の各号の措置を採ることができる。

一 保護者が親権を行う者・・・であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。（以下略）

## ◆被措置児童等虐待の状況（児童福祉法第33条の16に基づく公表）

- ・ 平成24年度の**被措置児童等虐待の通告は1件**でした。

※件数とは児童数のこと。

## ◆県の取り組み

平成 22 年 3 月に全面改定した滋賀県児童虐待防止計画に基づき、子どもの権利擁護の観点に立って、市町、関係機関・団体、県民と連携し、未然防止から早期発見・早期対応、保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰や子どもの自立まで切れ目のない支援を行っています。また、相談・支援対応にあたる児童福祉司を増員するなど、子ども家庭相談センターの体制整備を図っています。

主な取り組みおよび今年度の新規事業は、以下のとおりです。

### (1) 未然防止

- ・ 11 月の児童虐待防止推進月間を中心に、年間を通じた地域・企業参画型のオレンジリボンキャンペーン（街頭啓発、出前講座等）により、児童虐待の通告義務、通告先、子どもに及ぼす影響などを県民に広報啓発することで、児童虐待防止の気運を高めていきます。
- ・ 子育て・女性健康支援センターとの連携により、乳幼児揺さぶられ症候群の防止に向けた研修会を開催します。

### (2) 早期発見・早期対応

- ・ 子ども家庭相談センターに保健師資格等を有する職員を配置し、市町の母子保健部局との連携による、子育てに不安を感じている妊産婦への支援や、乳幼児虐待への対応を進めます。
- ・ 市町への年間を通じたスーパーバイザー派遣や関係職員等への児童虐待防止研修などを通して、市町の児童家庭相談体制や要保護児童対策地域協議会の機能強化を進めます。
- ・ 相談ケース管理システムの整備などの市町の取り組みを支援して、児童虐待の早期発見・早期対応ができる環境整備を進めます。
- ・ 子どもの養育が一時的に困難となった場合に、一定期間、養育を行う子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の受入先を確保する等のため、平成 22 年度から実施している子どもと家族を守る家づくり事業の登録者の増加に引き続き取り組みます。

### (3) 保護・ケア

- ・ 社会的養護を必要とする子どもたちが、家庭的な養育環境の下で養育される機会を増やすために、里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を推進するための啓発に取り組むとともに、滋賀県里親連合会と連携して、里親への支援を強化します。

### (4) 子ども家庭相談センターの機能強化の検討等

- ・ 各子ども家庭相談センターに 1 名ずつ、警察官を配置しました。
- ・ 平成 25 年 3 月の滋賀県社会福祉審議会答申を踏まえ、子ども家庭相談センターの具体的な機能強化方策を検討します。
- ・ 基礎調査として、県内の児童家庭相談の状況調査とその分析を行うとともに、外部委員を含む検討組織を設置します。

たすけてサインを見逃さないで、「もしや虐待ではないか」と思ったら、地元の市町か次のホットラインにご連絡ください。

・ **滋賀県虐待ホットライン（24時間対応）077-562-8996**  
・ 児童相談所全国共通ダイヤル（24時間対応）0570-064-000

# 平成24年度 滋賀県における児童虐待相談対応件数等の状況について

## 【県内の児童虐待相談対応】

平成24年度	平成23年度	増加率
<b>4,270 件</b>	3,596 件	118.7%

(市町、子ども家庭相談センターの重複件数を除く)

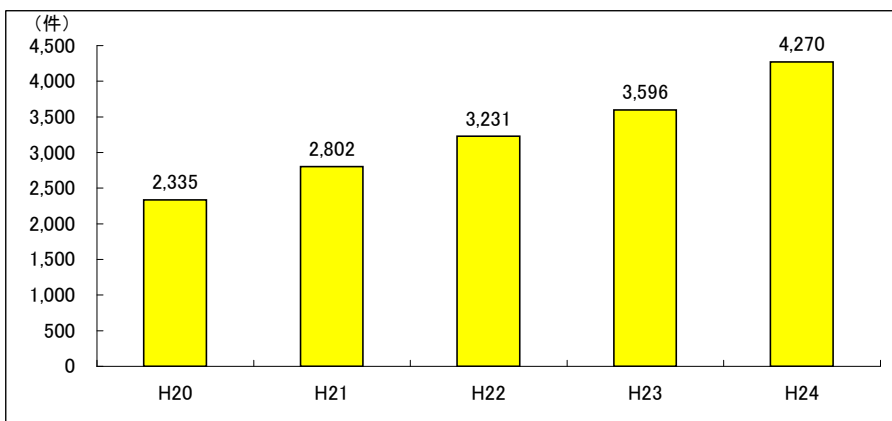
## 【全体】

### 1 経年比較

(件)

H20	H21	H22	H23	H24
2,335	2,802	3,231	3,596	4,270

(重複分を精査した県全体の状況は、平成20年度分から集計)



### 2 年齢別虐待種別の状況(平成24年度)

(件)

	保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	計	構成比率
0~3歳未満	271	155	174	4	604	14.1%
3~学齢前児童	407	327	332	12	1,078	25.2%
小学生	623	479	425	22	1,549	36.3%
中学生	325	164	176	21	686	16.1%
高校生・その他	178	79	83	13	353	8.3%
計	1,804	1,204	1,190	72	4,270	100.0%
構成比率	42.2%	28.2%	27.9%	1.7%	100.0%	

### 3 新規・再開・継続別の状況(平成24年度)

(件)

区分	新規	前年度未対応で再開	1年以上継続	合計
件数	1,382	345	2,543	4,270
構成比率	32.4%	8.1%	59.6%	100.0%

### 4 虐待相談の主な虐待者状況(平成24年度)

(件)

区分	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
件数	1,091	127	2,782	39	231	4,270
構成比率	25.6%	3.0%	65.2%	0.9%	5.4%	100.0%

【市 町】

1 年齢別虐待種別の状況

①年齢別虐待種別の状況

(件)

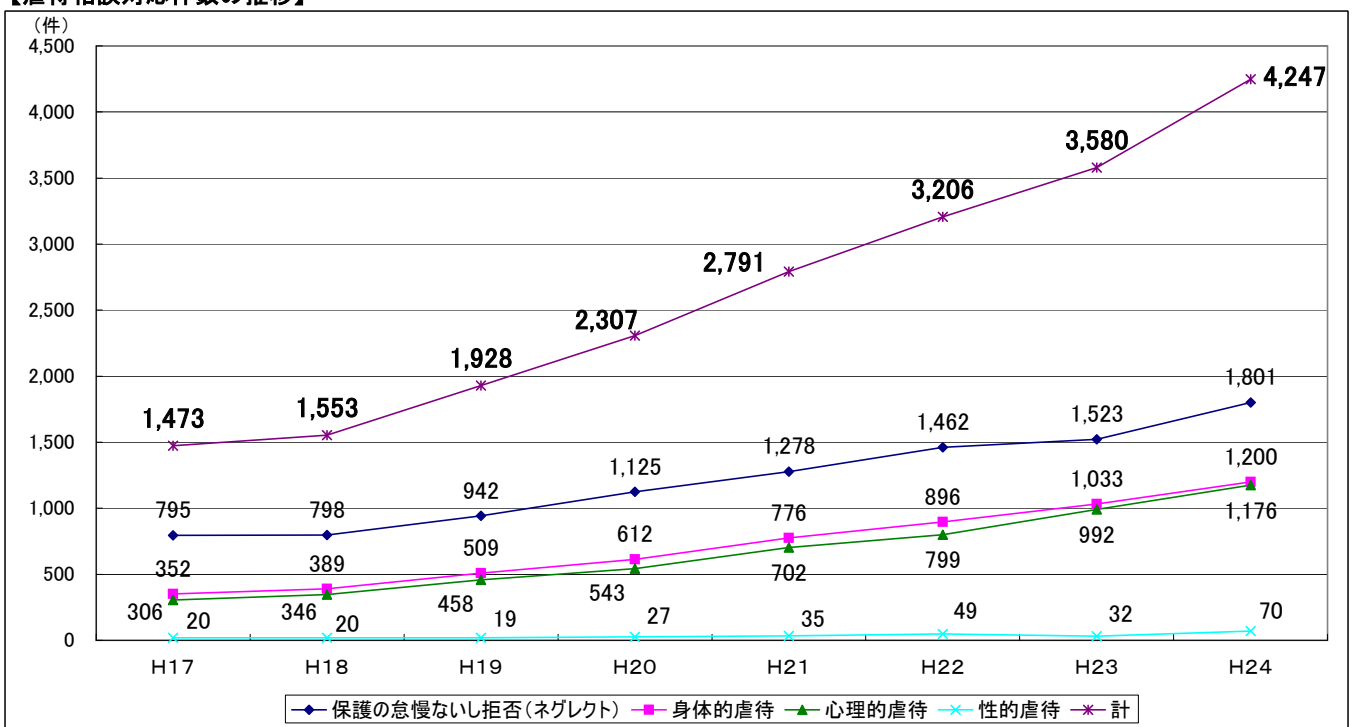
	保護の怠慢ないし拒否 (ネグレクト)			身体的虐待			心理的虐待			性的虐待			計		
	H23	H24	前年 比	H23	H24	前年 比	H23	H24	前年 比	H23	H24	前年 比	H23	H24	前年 比
0～3歳未満	274	271	99%	137	155	113%	186	170	91%	1	4	400%	598	600	100%
3～学齢前 児童	322	404	125%	285	325	114%	252	327	130%	5	11	220%	864	1,067	123%
小学生	558	623	112%	430	478	111%	363	421	116%	9	21	233%	1,360	1,543	113%
中学生	258	325	126%	126	164	130%	140	175	125%	7	21	300%	531	685	129%
高校生・ その他	111	178	160%	55	78	142%	51	83	163%	10	13	130%	227	352	155%
計	1,523	1,801	118%	1,033	1,200	116%	992	1,176	119%	32	70	219%	3,580	4,247	119%

②虐待種別経年比較

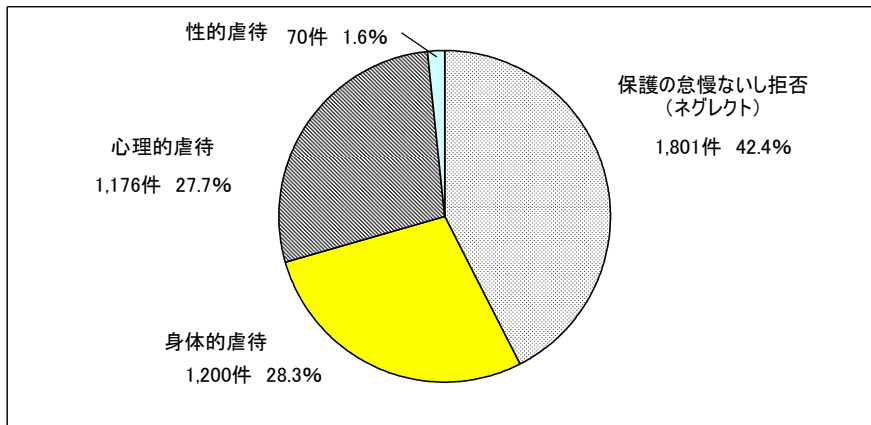
(件)

	保護の怠慢ないし 拒否(ネグレクト)	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	計
H17	795	352	306	20	1,473
H18	798	389	346	20	1,553
H19	942	509	458	19	1,928
H20	1,125	612	543	27	2,307
H21	1,278	776	702	35	2,791
H22	1,462	896	799	49	3,206
H23	1,523	1,033	992	32	3,580
H24	1,801	1,200	1,176	70	4,247
H24構成 比率	42.4%	28.3%	27.7%	1.6%	100.0%
増加率 (対H23)	118.3%	116.2%	118.5%	218.8%	118.6%

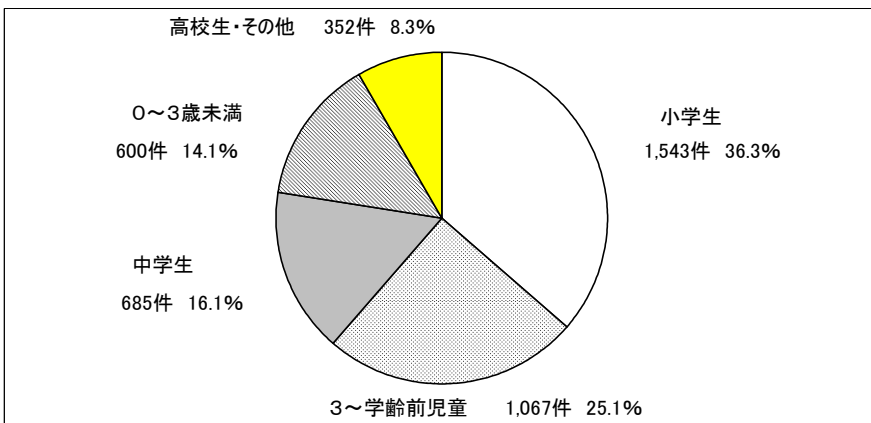
【虐待相談対応件数の推移】



【虐待種別の内訳(平成24年度)】



【被虐待児童の年齢別内訳(平成24年度)】



③新規・継続別経年比較

(件)

	新規ケース	構成比率	継続ケース(再開含む)	構成比率	合計
H17	812	55.1%	661	44.9%	1,473
H18	736	47.4%	817	52.6%	1,553
H19	846	43.9%	1,082	56.1%	1,928
H20	887	38.4%	1,420	61.6%	2,307
H21	1,016	36.4%	1,775	63.6%	2,791
H22	1,014	31.6%	2,192	68.4%	3,206
H23	1,208	33.7%	2,372	66.3%	3,580
H24	1,373	32.3%	2,874	67.7%	4,247

【平成24年度の詳細】

(件)

区分	新規	前年度未対応で再開	1年以上継続	合計
件数	1,373	344	2,530	4,247
構成比率	32.3%	8.1%	59.6%	100.0%

2 虐待相談の経路状況

(件)

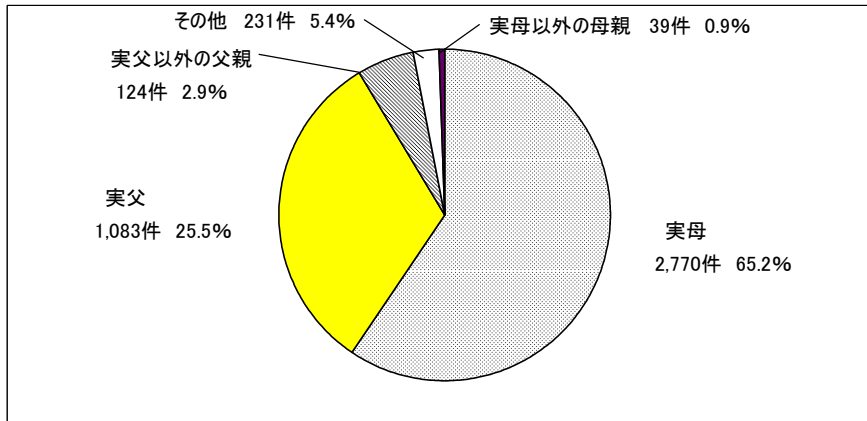
	家族・親戚	近隣・知人	子ども本人	市町	児童委員	保健所	医療機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
H23	364	178	10	977	66	12	76	301	57	83	975	481	3,580
H24	367	254	12	1,238	75	15	99	364	67	84	1,064	608	4,247
H24構成比率	8.6%	6.0%	0.3%	29.1%	1.8%	0.4%	2.3%	8.6%	1.6%	2.0%	25.1%	14.3%	100.0%
増加率(対H23)	100.8%	142.7%	120.0%	126.7%	113.6%	125.0%	130.3%	120.9%	117.5%	101.2%	109.1%	126.4%	118.6%

### 3 虐待相談の主な虐待者状況

(件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
H23	911	153	2,394	20	102	3,580
H24	1,083	124	2,770	39	231	4,247
H24構成比率	25.5%	2.9%	65.2%	0.9%	5.4%	100.0%
増加率(対H23)	118.9%	81.0%	115.7%	195.0%	226.5%	118.6%

【主な虐待者の内訳(平成24年度)】





## 【子ども家庭相談センター】

### 1 年齢別虐待種別の状況

#### ①年齢別虐待種別の状況

(件)

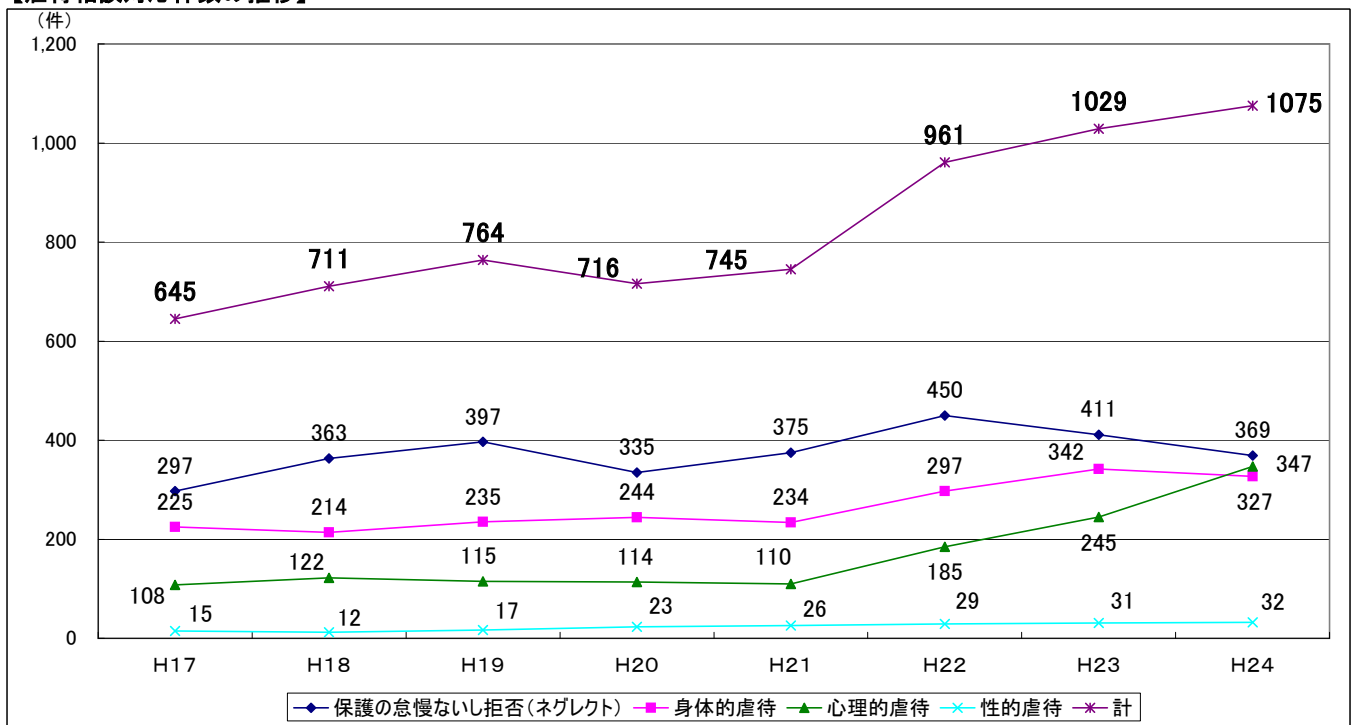
	保護の怠慢ないし拒否 (ネグレクト)			身体的虐待			心理的虐待			性的虐待			計		
	H23	H24	前年 比	H23	H24	前年 比	H23	H24	前年 比	H23	H24	前年 比	H23	H24	前年 比
0～3歳未満	72	60	83%	43	36	84%	52	63	121%	2	1	50%	169	160	95%
3～学齢前 児童	90	78	87%	69	66	96%	58	80	138%	1	6	600%	218	230	106%
小学生	159	142	89%	154	143	93%	89	135	152%	10	7	70%	412	427	104%
中学生	60	59	98%	50	58	116%	32	44	138%	11	15	136%	153	176	115%
高校生・ その他	30	30	100%	26	24	92%	14	25	179%	7	3	43%	77	82	106%
計	411	369	90%	342	327	96%	245	347	142%	31	32	103%	1,029	1,075	104%

#### ②経年比較

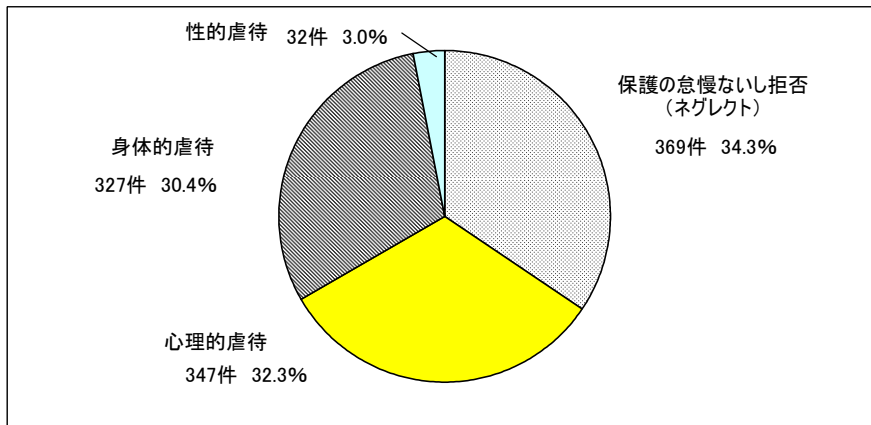
(件)

	保護の怠慢ないし 拒否(ネグレクト)	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	計
H17	297	225	108	15	645
H18	363	214	122	12	711
H19	397	235	115	17	764
H20	335	244	114	23	716
H21	375	234	110	26	745
H22	450	297	185	29	961
H23	411	342	245	31	1,029
H24	369	327	347	32	1,075
H24構成比率	34.3%	30.4%	32.3%	3.0%	100.0%
増加率 (対H23)	89.8%	95.6%	141.6%	103.2%	104.5%

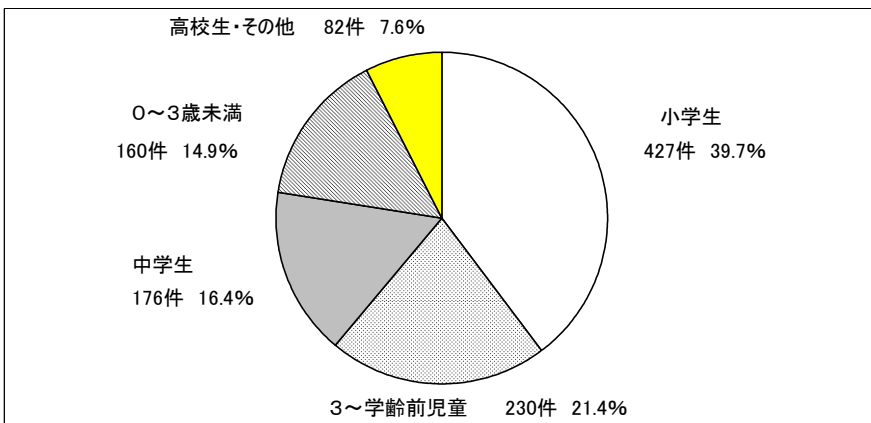
#### 【虐待相談対応件数の推移】



【虐待種別の内訳(平成24年度)】



【被虐待児童の年齢別内訳(平成24年度)】



③新規・継続別経年比較

(件)

	新規ケース	構成比率	継続ケース(再開含む)	構成比率	合計
H17	314	48.7%	331	51.3%	645
H18	314	44.2%	397	55.8%	711
H19	276	36.1%	488	63.9%	764
H20	199	27.8%	517	72.2%	716
H21	192	25.8%	553	74.2%	745
H22	328	34.1%	633	65.9%	961
H23	413	40.1%	616	59.9%	1,029
H24	450	41.9%	625	58.1%	1,075

【平成24年度の詳細】

(件)

区分	新規	前年度未対応で再開	1年以上継続	合計
件数	450	209	416	1,075
構成比率	41.9%	19.4%	38.7%	100.0%

2 虐待相談の経路状況

(件)

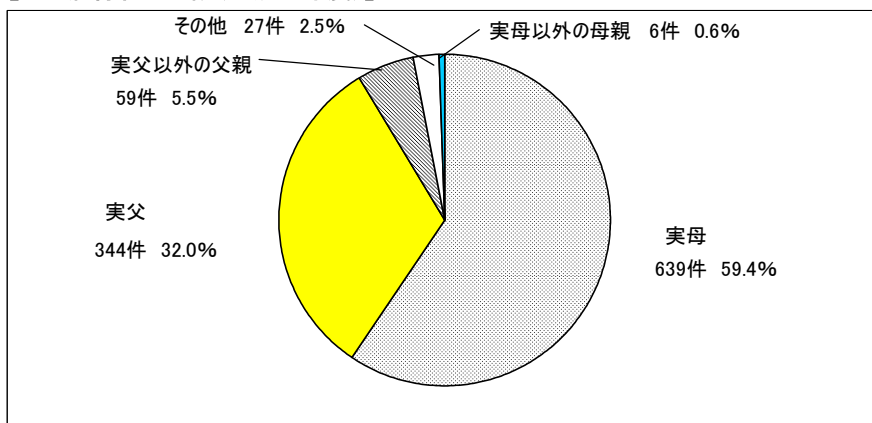
	家族・親戚	近隣・知人	子ども本人	市町	児童委員	保健所	医療機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
H23	123	99	6	501	12	0	29	16	50	6	118	69	1,029
H24	129	124	6	425	6	1	47	20	82	5	132	98	1,075
H24構成比率	12.0%	11.5%	0.6%	39.5%	0.6%	0.1%	4.4%	1.9%	7.6%	0.5%	12.3%	9.1%	100.0%
増加率(対H23)	104.9%	125.3%	100.0%	84.8%	50.0%	-	162.1%	125.0%	164.0%	83.3%	111.9%	142.0%	104.5%

### 3 虐待相談の主な虐待者状況

(件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
H23	287	62	636	10	34	1,029
H24	344	59	639	6	27	1,075
H24構成比率	32.0%	5.5%	59.4%	0.6%	2.5%	100.0%
増加率(対H23)	119.9%	95.2%	100.5%	60.0%	79.4%	104.5%

#### 【主な虐待者の内訳(平成24年度)】



### 4 虐待通告の経路状況

(件)

	家族	親戚	近隣・知人	市町	児童委員	保健所	医療機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
H23	0	13	231	21	16	0	33	9	37	2	62	68	492
H24	53	43	323	17	3	0	38	10	84	3	73	44	691
H24構成比率	7.7%	6.2%	46.7%	2.5%	0.4%	0.0%	5.5%	1.4%	12.2%	0.4%	10.6%	6.4%	100.0%
増加率(対H23)	-	330.8%	139.8%	81.0%	18.8%	-	115.2%	111.1%	227.0%	150.0%	117.7%	64.7%	140.4%

### 5 立入調査の状況

	滋賀県	左の内、警察官の同行を求めたもの
H17	17件(21人)	8件(9人)
H18	8件(11人)	3件(3人)
H19	2件(3人)	1件(1人)
H20	4件(5人)	4件(5人)
H21	0件(0人)	0件(0人)
H22	0件(0人)	0件(0人)
H23	0件(0人)	0件(0人)
H24	1件(1人)	1件(1人)

(参考) 全国の立入調査件数
243件
238件
199件
148件
148件
202件
91件
(未公表)

(福島県除く)

## 6 一時保護件数

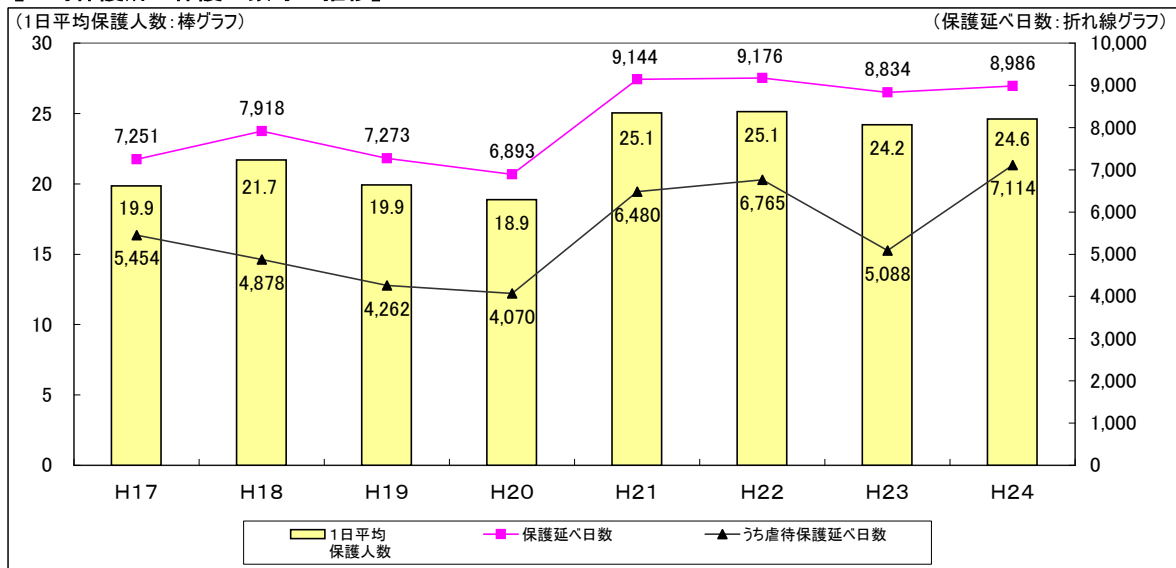
### ①一時保護の保護件数

	一時保護所 件数 (延べ日数)	一時保護委託 件数 (延べ日数)	(委託先別内訳)							合計 件数(延べ日数)
	うち虐待	うち虐待	児童養護 施設	乳児院	児童自立 支援施設	情緒障害 児短期治 療施設	障害児関 係施設	里親委託	その他	うち虐待
H17	484 (7,251)	102 (1,606)	11	30	4	6	6	36	9	586 (8,857)
	318 (5,454)	66 (1,105)								384 (6,559)
H18	444 (7,918)	113 (3,154)	29	31	3	9	1	34	6	557 (11,072)
	247 (4,878)	60 (2,327)								307 (7,205)
H19	432 (7,273)	87 (3,017)	37	32	2	3	2	8	3	519 (10,290)
	175 (4,262)	49 (2,023)								224 (6,285)
H20	422 (6,893)	62 (1,456)	16	21	2	2	0	14	7	484 (8,349)
	194 (4,070)	37 (888)								231 (4,958)
H21	406 (9,144)	92 (1,911)	16	20	4	10	3	27	12	498 (11,055)
	252 (6,480)	54 (1,075)								306 (7,555)
H22	335 (9,176)	110 (2,011)	28	24	0	13	1	33	11	445 (11,187)
	218 (6,765)	57 (1,227)								275 (7,992)
H23	372 (8,834)	154 (2,933)	56	29	0	7	2	51	9	526 (11,767)
	197 (5,088)	87 (1,777)								284 (6,865)
H24	314 (8,986)	194 (2,522)	14	100	0	3	0	65	12	508 (11,508)
	228 (7,114)	158 (1,751)								386 (8,865)

### ②一時保護所の保護人数・保護日数

	保護実人数 (人)	保護件数(件)		保護延べ日数(日)		1日平均保護人数(人)		1人平均在所日数(日)		1日最高 在所人数
		うち虐待	うち虐待	うち虐待	うち虐待	うち虐待	うち虐待	虐待ケース		
H17	290	484	318	7,251	5,454	19.9	14.9	15.0	17.2	38人
H18	267	444	247	7,918	4,878	21.7	13.4	17.8	19.7	35人
H19	254	432	175	7,273	4,262	19.9	11.7	16.8	24.4	34人
H20	264	422	194	6,893	4,070	18.9	11.2	16.3	21.0	30人
H21	244	406	252	9,144	6,480	25.1	17.8	22.5	25.7	40人
H22	254	335	218	9,176	6,765	25.1	18.5	27.4	31.0	39人
H23	277	372	197	8,834	5,088	24.2	13.9	23.7	25.8	36人
H24	236	314	228	8,986	7,114	24.6	19.5	28.6	31.2	38人

### 【一時保護所の保護日数等の推移】



③一時保護委託の状況

	保護件数(件)		保護延べ日数(日)		1日平均保護人数(人)		1人平均委託日数(日)	
		うち虐待		うち虐待		うち虐待		虐待ケース
H23	154	87	2,933	1,777	8.0	4.9	19.0	20.4
H24	194	158	2,522	1,751	6.9	4.8	13.0	11.1

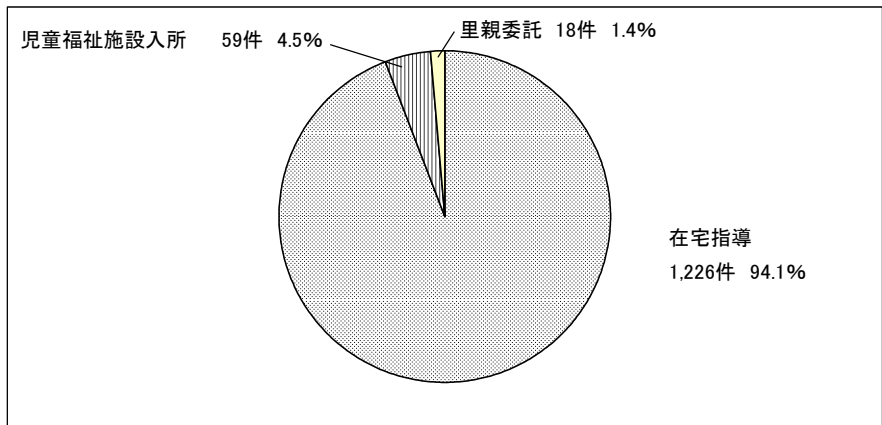
7 虐待相談の対応状況

(件)

	児童福祉施設入所	里親委託	在宅指導	計
H17	29	9	628	666
H18	53	4	669	726
H19	45	4	759	808
H20	40	5	697	742
H21	47	13	725	785
H22	56	6	906	968
H23	48	14	985	1,047
H24	59	18	1,226	1,303

※ケースによっては、複数の対応方法をとる場合があるため、実人数と件数が異なる。

【対応状況(平成24年度)】



8 強制入所措置の家庭裁判所への申し立て状況

	滋賀県の申し立て件数	承認件数	(参考)全国の申し立て件数
H17	7件	1件	176件
H18	9件	10件	185件
H19	7件	5件	235件
H20	5件	7件	230件
H21	13件	7件	230件
H22	10件	9件	255件
H23	5件	6件	267件
H24	8件	5件	(未公表)

(福島県除く)

※児童福祉法第28条の規定に基づく申し立て

当該年度内緒承認件数のため、前年度に申し立て、年度を超えて承認されたものも含む。

**【被措置児童等虐待の状況(児童福祉法第33条の16に基づく公表)】**

被措置児童等の権利擁護を図るため、平成20年の児童福祉法の一部改正により、平成21年4月より被措置児童等虐待の防止に向けた措置が規定されています。

児童福祉法第33条の16および同法施行規則第36条の30に基づき、平成24年度に本県において対応した被措置児童等虐待の状況を公表します。

(1)被措置児童等虐待の状況

・通告件数 1件

(ア)被害を受けた子どもの性別

男子	女子
0名	1名

(イ)被害を受けた子どもの年齢層

乳幼児	小学生	中学生	高校生・その他
0名	0名	1名	0名

(ウ)虐待の類型

保護の怠慢ないし拒否 (ネグレクト)	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待
0件	0件	0件	1件

(エ)施設等の種別

里親等	社会的養護関係施設	障害児施設等	一時保護施設等
0件	1件	0件	0件

(オ)虐待を行った施設職員等の職種

里親等	児童指導員等
0件	1件

(2)県が講じた措置

当該施設の運営に係る特別監査の実施

児童福祉法第46条に基づき、法人の運営、子どもの処遇(虐待等の禁止等)、職員体制等について改善勧告

(参考)

◆被措置児童等虐待とは

さまざまな事情により、家庭での養育が困難であるため保護を要し、施設等への入所措置等をされた子どもに対して、施設職員等が行う虐待をいいます。

本県では、虐待を受けた子ども本人からの届出や、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告に対応し、滋賀県社会福祉審議会児童虐待事例検証部会の助言を得ながら必要な措置を講じます。

◆児童福祉法

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

◆児童福祉法施行規則

第36条の30 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

1 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別

イ 小規模住居型児童養育事業及び里親	里親等
ロ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設	社会的養護関係施設
ハ 知的障害児施設等及び指定医療機関	障害児施設等
ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者	一時保護施設等

2 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種